

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

今日の會議に付した事件

○國家公務員法の一部を改正する法律
案(内閣送付)

午後一時四十三分開會

○委員長(中井光次君) それでは只今より開会いたします。本日は一般的に全体に亘つてそれ／＼どこということでなしに、皆様から自由に御質問頂きたいと存じますが、それより前に國家公務員法の第百二條第一項による政治的行爲に関する人事院規則の試案というものが政府から配付になりましたから、この説明を求めます。

○政府委員(岡部史郎君) 先般逐條御説明を申し上げました際に、百二條におきまして、職員は選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならないとあります場合におきまして、人事院規則でどういう政治的行爲を定めるかというお尋ねが再々ありまして、いづれ御審議の頂いておる中間におきましてその内容を御披露申上げるといふことを御約束申上げて置いたわけでありまするが、本日に至りまして、大體關係方面との折衝をまだ終らない次第でありまするが、御審議をお願いするためには是非ともこの内容なり輪郭なりについて申上げなければならぬと存じまするので、いわば中間的な内容でございまするが、大體の方向が纏まつておると申上げてよろしいかと存じまするので、その最終案ではございませんが大體の輪郭はこん

なものであるということにつきまして、御参考になろうかと存じまして、お手許に差上げた次第であります。繰り意味に御了承頂きたいと思ひます。

返して申上げますれば、まだ大体の輪郭でございまして、そういう意味におきまして御了承頂きたいと存ずるのであります。人事院規則の形式その他につきましては、それ／＼一定のフォームを決めまして公布することになりますが、これはフォームには関係なしに、ただ内容だけにつきまして御説明に、ただ内容だけにつきまして御説明に、御了承頂きたいと思ひます。

利益を求め、若しくは受領し、又はこれらの行爲に關與するということが禁ぜられておりますが、これにおきましては、政治的目的のために金品その他財産上の利益を寄附することも、ここにいう政治的行爲の中には含まれる。こういうふうな解釈しております。

第三号は「公の選挙において、公職の候補者又は政党その他の政治的団体を支持し若しくはこれに反対する目的」と書いております。即ち特定の政党をやつつける又はこれを支持す

る。或いは公選による候補者を当選させる又はこれを落選させる目的で、いろいろビラを貼り廻しますとか、プラカードを押し立てるといふようなこともこれに入ろうかと存じます。

第四号は、「その方法の如何を問わず、公選による公職の候補者若しくは政党その他の政治的團體を支持し又これに反対する目的で、國の占有又は使用する事務所その他の場所又は設備若しくは備品を使用し、又は使用させること」となつておりまして、これを具體的に申しますならば、ある官廳の長が事務所設備を利用いたしました、そこに部下の者或いは外部の者を入れて、そこに對しまして、政党を支持、或いは候補者支持の演説をする。又はこれに反対する演説会を開く。こういうようなことは勿論そういう情を知りまして、他の者にそういう場所を使用させる。そういう者に對して、又使用させるのみならず、その設備のみならず備品をも使用させるということもこ

れに入るのである。

第五号は「政治的会合又は政治的示威運動を準備し、主催し、又は指導すること」であります。即ち政治的目的を有する会合又は示威運動でありまして、具体的に申しますならば、單なる経済的目的に出ずるもの即ち待遇改善でありますとか、俸給値上げ運動とかかかりますのは、ここにいう政治的という意味に入らないかと思いますが、或る特定の内閣の打倒を要求する。或いは或る原則に立つ政府の樹立を要求するということのようなことを目的といたしまして、或いは勤務條件の改善、その他を要求と並んで、それらの要求をひつさげてこれをスローガンとして、会合運動を催し示威運動をやるといふのはこの中に入るかと思つております。これを準備し、主催し、又は指導するということでありまして、單にこれらに参加するということとは、この中に含まれないと解釈いたします。例えば日曜日でありますとか、土曜日の午後これら運動に参加するということとは、これは禁止されてない。普通のウィーク・デーにおきまして、勤務時間内にこれらのごとに参加しますことは、これは他の條文、例えて申しますれば、百一條の、職員は、特別の事情により所轄廳の長の承認を受けた場合を除いては、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない、ということの違反に接する。こういうことになりまして、直接にはこれに行かないと存じます。こ

れに關しましては、尙幾多の問題があるかと存じます。私共も尙研究を進めるつもりであります。御参考のために御手許に差上げた次第でございます。

○委員長(中井元次君) 御質問ありませんらうぞ。

○岩男仁藏君 これは私が余りよく分らないのでありますが、この前いろいろと質疑が出まして、たしか政府委員の岡部さんと思いますが、御見解を発表されておたのでありますが、第十三條の應急予備金のことに一つ重ねて御意見を承わりたいと思つております。

○政府委員(岡部史郎君) 今岩男さんの御質問の三点についてお答え申し上げます。

第一は、應急予備金の問題でございますが、これは如何にも憲法上の予備費のように見えて行きますが、憲法上よく性格を考へて行きますと、憲法上の予備費そのもので、この十三條の應急予備金を考へるわけには行かないのであります。これは要するに人事院の予算費目として特定の、例えて申しますならば役務費であるとか、或いは人件費であるとか、そういう予算上決まつた費目とは別に、極めて包括的なものであります。そういうものが包括的な一つの費目として計上されるものであると、解釈しておるわけでありまして、従いましてその支出につきましても、内閣は八十七條の第二項によりまして、事後に國會の承諾を得なければならぬ。普通の予備費でありましても、事後に國會の承諾を得なければならぬ。普通のことであるならば、この應急予備金は、そういう普通の費目でございますから、單に決算を通じて御審査を頂く性質のものであります。こう存するわけでありまして、而も前にも申し上げました通り、これは人事院がこれから予想し難いいろいろな普

通の行政官廳と違つた、予想し難い経費を使うことがある。具体的に申しまゝすと、例えば本年度は人事院の職員だけの試験をするために、数十万円の試験費用を計上しておた。ところがこの度御議決頂きますように高等試験行政科の試験も廃止し、司法科の試験も廃止するという事になつて参りますと、全國の新らしい職員の採用試験は、全部その年において人事院でやらなければならぬというやうな場合におきましては、予想外の経費を要することになるわけでありまして、年度の当初におきまして、そのような事態を見通し得る場合においては結構であります。見通し得ない場合もあり得るわけでありまして、これはほんの一例で思ひつぎを申し上げたのであります。そういう場合にそれを人事院の経費の中に一應入れて置く、又この應急予備金があるからと申しまして、憲法の予備費の支出を否認するわけでもないものであります。不吉な例であります。例えば人事院の廳舎が火災その他の災害によつて焼失したと申します場合には、これは当然憲法上の予備費によつて復旧がなされるものだらうと思ひます。そういうものを除きまして、人事院自体として必要な費用といたしましてこれを設けたわけでありまして、人事院の支出が軌道に乗りまして、その支出の種類、範囲についても、大体めどが立ちますならば、これは廃止しよう。これは岩男さんのお尋ねの御趣旨の中にもあらうと存じますが、何と申しまして、財政法上の特例でありまして、極道であらうと思ひます。従いまして、こういう制度は本來そう望ましいものではなからうかと存じます。

通の行政官廳と違つた、予想し難い経費を使うことがある。具体的に申しまゝすと、例えば本年度は人事院の職員だけの試験をするために、数十万円の試験費用を計上しておた。ところがこの度御議決頂きますように高等試験行政科の試験も廃止し、司法科の試験も廃止するという事になつて参りますと、全國の新らしい職員の採用試験は、全部その年において人事院でやらなければならぬというやうな場合におきましては、予想外の経費を要することになるわけでありまして、年度の当初におきまして、そのような事態を見通し得る場合においては結構であります。見通し得ない場合もあり得るわけでありまして、これはほんの一例で思ひつぎを申し上げたのであります。そういう場合にそれを人事院の経費の中に一應入れて置く、又この應急予備金があるからと申しまして、憲法の予備費の支出を否認するわけでもないものであります。不吉な例であります。例えば人事院の廳舎が火災その他の災害によつて焼失したと申します場合には、これは当然憲法上の予備費によつて復旧がなされるものだらうと思ひます。そういうものを除きまして、人事院自体として必要な費用といたしましてこれを設けたわけでありまして、人事院の支出が軌道に乗りまして、その支出の種類、範囲についても、大体めどが立ちますならば、これは廃止しよう。これは岩男さんのお尋ねの御趣旨の中にもあらうと存じますが、何と申しまして、財政法上の特例でありまして、極道であらうと思ひます。従いまして、こういう制度は本來そう望ましいものではなからうかと存じます。

○政府委員(岡部史郎君) 今岩男さんの御質問の三点についてお答え申し上げます。

第一は、應急予備金の問題でございますが、これは如何にも憲法上の予備費のように見えて行きますが、憲法上よく性格を考へて行きますと、憲法上の予備費そのもので、この十三條の應急予備金を考へるわけには行かないのであります。これは要するに人事院の予算費目として特定の、例えて申しますならば役務費であるとか、或いは人件費であるとか、そういう予算上決まつた費目とは別に、極めて包括的なものであります。そういうものが包括的な一つの費目として計上されるものであると、解釈しておるわけでありまして、従いましてその支出につきましても、内閣は八十七條の第二項によりまして、事後に國會の承諾を得なければならぬ。普通の予備費でありましても、事後に國會の承諾を得なければならぬ。普通のことであるならば、この應急予備金は、そういう普通の費目でございますから、單に決算を通じて御審査を頂く性質のものであります。こう存するわけでありまして、而も前にも申し上げました通り、これは人事院がこれから予想し難いいろいろな普

通の行政官廳と違つた、予想し難い経費を使うことがある。具体的に申しまゝすと、例えば本年度は人事院の職員だけの試験をするために、数十万円の試験費用を計上しておた。ところがこの度御議決頂きますように高等試験行政科の試験も廃止し、司法科の試験も廃止するという事になつて参りますと、全國の新らしい職員の採用試験は、全部その年において人事院でやらなければならぬというやうな場合におきましては、予想外の経費を要することになるわけでありまして、年度の当初におきまして、そのような事態を見通し得る場合においては結構であります。見通し得ない場合もあり得るわけでありまして、これはほんの一例で思ひつぎを申し上げたのであります。そういう場合にそれを人事院の経費の中に一應入れて置く、又この應急予備金があるからと申しまして、憲法の予備費の支出を否認するわけでもないものであります。不吉な例であります。例えば人事院の廳舎が火災その他の災害によつて焼失したと申します場合には、これは当然憲法上の予備費によつて復旧がなされるものだらうと思ひます。そういうものを除きまして、人事院自体として必要な費用といたしましてこれを設けたわけでありまして、人事院の支出が軌道に乗りまして、その支出の種類、範囲についても、大体めどが立ちますならば、これは廃止しよう。これは岩男さんのお尋ねの御趣旨の中にもあらうと存じますが、何と申しまして、財政法上の特例でありまして、極道であらうと思ひます。従いまして、こういう制度は本來そう望ましいものではなからうかと存じます。

できるだけこれは早い機会に廃止したいと、そういう意思も併せまして、ここに三年間だけはこれを認めて頂く、こういうやうな趣旨でございます。

次に九十二條のお尋ねの御趣旨は、全く御尤もな点でありまして、私共も憲法第七十六條の第二項の「行政機関は、終審として裁判を行うことができ、終審として裁判を行う意思は毛頭ない」ということを否定する意思は毛頭ないのでございまして、この人事院の判定に対して、法律問題及び法律問題の基礎をなす事実問題、即ち引つ括めて違法性を争う問題に對しまして、裁判所に出訴する権利を否定するものではないのでございまして、これは當然に人事院の性格権限を謳つております。第三條の末項におきまして「前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない」とこれが當然にかつて来ると、このやうに御了承頂きたいと思つております。

それから國會議員の秘書の問題でございます。國會議員の秘書の問題というのは、國會議員の秘書は、最初は事務補助員という名目を持つておつたわけでありまして、これがこの度秘書になつてございまして、これはやはり従来からでございます。國會議員の一種であらうかと存じます。私共の考え方としては、やはり政府から給與を受けておるのであります。その性格については若干疑問があるのございしますが、やはり私共は國會議員の一種ではなからうか、國會議員の一種であると考えておりましたわけ、従いまして現行法の下におきましては、第二條の三項の十八号に基きまして、國

會職員の中に入るものと、こういうやうに考へておりましたが、この法案のいろいろの審議の過程におきまして、最終の段階におきまして御諒察頂けるやうないろいろな事情に基きまして、これを特別職から一般職に移すと、こういう措置がとられたわけでありまして、大體國會職員の中にはいろいろ特殊な性格を持つておられる者が多いわけでありまして、圖書館の職員でありますとか、彈劾裁判所の職員でありますとか、専門員、調査員、いろいろと國會プロパーの職員と違つた性格の者があつたと私は存じておりましたが、それでも大體においてその特殊性を認めて行けば、一般職に移してもよろしからうと考へられる次第であります。ただ、只今お尋ねの國會議員の秘書の性格に關してであります。これは如何に考へても、一般職の職員とするのには、私率直に申し上げますと、不適当ではなからうかと存じます。然らばこれをどうするか。國會議員の秘書を一本立てるかという問題は、これはまだ私の個人的な意見であります。政府部内で纏まつた意見ではございせんが、確かに御質問の点は、重々理由のある、全く御指摘のやうな御尤もの点がある問題でございまして、これは十分に研究しなければならぬ問題であると存じます。取敢ず、お尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

○赤松常子君 私ちよつと希望的な意見を申し上げて、御考慮願ひたいことがあるのでございまして、これからの行政機構の中に婦人が進出いたします面が随分あると存じます。例えば厚生行政や文部行政、労働行政あたりに、婦

人の有能な職員が、そういう行政機構の中に入つて行くことが必要だと思つてございすが、從來そういう面に對する婦人の教育的措置が少しもとられておりませんので、この間局長に聞いたことでもありますが、沢山應募者があつても、それにパスする率が非常に少い、これは基礎的なそういう教育がなされてないからなのございまして、こういうことに關しまして、一面

そういう機關を作り、或いはそういう男女共学の下に実らせるということも必要でございまして、そういう方面に出たいという女子のございしました場合に、確かに能力はないのでござい

そういうお考えがありましたらお聞かせ頂きたいと思ひます。
○政府委員(佐藤朝生君) 只今赤松委員から、婦人の公務員のことについて御発言がございしましたが、先日赤松委員にも、私共人事委員会が職員として女子職員を採用して、普通の試験をいたしまして女子の方々が余り試験に通られなかつたということを申し上げた次第でございまして、我々の考へております職務制は、職務とその責任の程度に應じてやりますので、その点におきまして、女子にふさわしい職務につきまして、いろいろ考慮したいと思つております。

術の能力を競争試験によらないで一定の基準を設けてこれをテストする方法というふうなものが考へられるわけでありまして、かような場合におきましては競争試験によらないで、一定のテストの点以上を取つた者はこれを採用するといふような場合におきましては、やはり一種の競争試験以外の試験であると思ひます。又その行政事務の方面におきましても競争試験によることを不適当とする場合が多々出て来るものがあろうかと思ひます。それはその者の指導性であるとか、或いは部下統率能力であるとか、そういうような幾多の例があろうかと思ひます。そういうような面を強調しなければならぬ職位におきましては、この選考という方法が採られることにならうかと存じます。

○寺尾博君 只今の御説明でこの三十六條の趣意は理解いたしました、行政方面の職務についても勿論ありまと思ひますが、殊に研究機關の場合におきましては、選考というよりもむしろ或る特定の人が、新たに設けられた特定の職務に殆んどその人でなければならぬといふ場合があると思ひます。例へば大学における或る特殊の研究に従事してゐる、これは必ずしも公務員で今まではなかつたかも知れませんが、又公務員の資格があつてもよろしい、それを他の政府の研究機關において、或る新しい方面の技術的な事業を創設するやうな場合に、そういう人を特

る基準により、人事委員会又はその定める選考機關が、これを行ふ」といふことになつておりますが、それは別に法律を以て選考機關を定めることを否定しておる趣旨ではないのでありまして、例へば大学教授が選考機關になる、こういうことが一つ予想されるわけにございまして、それを除いてはこの第二項で選考機關がどういふものになるかと申し上げますと、それは具体的な場合についていろいろ違ふかと思ひます。商工省の地質研究所の技官を採用するに當りまして選考によることを必要とするといふような場合におきましては、その選考機關として或いは大学の教授会を使うとか、或いはそれにふさわしいやうな選考機關がそのときどきに考へられようかと思ひます。それはそのときに人事委員会規則でこれを定めることにならうかと存じます。

なつて頂きたいと思ひますのでございすが、その辺の御考慮はなされてお

○寺尾博君 三十六條の採用の方法に關係して御質問いたしたいと思ひます。三十六條では職員の採用は競争試験によるというところが原則になつておるやうであります。但し特殊の場合としてここに選考という方法が採られるといふことを示されてあります。これはどういふ場合に適用するのであるか、その具體的の例を以て御説明をお願いいたします。

○政府委員(岡部史郎君) 御説明申し上げます。その採用の方法は申すまでもなく今後原則といたしまして公開の競争試験によるわけでありまして、何と申しましても、現在の試験制度がいろいろ進歩し、科学的になつておるとは申しましても、やはりその性能には限度があるわけにございまして、比較的高級な事務的な職務であるとか、或いは公開の競争試験をやり得るものにつきましても、高級な技術的なものにとつては、必ずしも競争試験によることを必要としないものがあるわけでありまして、例へて申し上げますと、その技

合が沢山あるのでありまして、實際上の法の運用においては、そういう点を十分に考慮して頂きたいと思ひます。尚これに關係してその次に書いてあるのは、この「但書の選考は、人事委員会の定める基準により、人事委員会又はその定める選考機關が、これを行ふ」とこの選考機關とはどういふものを指して言ふのであります。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。その前段につきまして寺尾委員から重ねてお尋ねがございましたことは、全く私共の考へておりましたことその通りでございまして御同感申し上げます。ただ私最初の上げる次第でございまして、ただ私最初の御説明にそのことを申し上げなかつたのは、実はそういう或る大学の講座、機械学なら機械学の講座を受持たせるためには、この人でなければならぬといふ場合が今御指摘の問題であります。そういう學術的な大学の講座であるとか、或いは研究所の、大学附屬の研究所の所員の地位であるとか、そういう者への採用につきましては主としてこの選考によるわけでありまして、それは今後どういふ方法によつて行われるかと申し上げますと、この教育公務員法というものが近い將來に教育公務員法といふものが近い將來において御審議頂けることを私共予想しておるわけでありまして、その教育公務員法におきましては、そういう大学の教授といふやうな學術的な地位に就く公務員につきましては、殆んど全く、或いは例外がないと言つてもよろしいと思ひますが、この選考によるつもりであるのであります。従いましてその選考機關と申しますのも、ここに書いてあります「人事委員会の定め

い。甚だしい例を申し上げますならば、二十年働いて、やつと雇員から三級官に上つたという人すらある。そういう方々は、男の方で言うならば、もう五六年でどん／＼昇任なさつていらつしやるに拘わらず、そういう場合がござい

○寺尾博君 百三條ですか。これに關係しちやならんといふこと、これはまあ當然のことではあります。從來ではその當利會社からの委託を受けてその研究費を提供されて、特殊の研究を大学の研究員がやるというやうな場合があり、又それが學問の研究發達の上にも、又産業を助長する上にも相当有効な結果を現わしておるわけでありまして、この種の問題は今度のこの公務員法においてどういふふうに取扱われることになるのであるか。それをお伺

○政府委員(岡部史郎君) 百三條であります。○寺尾博君 百三條ですか。これに關係しちやならんといふこと、これはまあ當然のことではあります。從來ではその當利會社からの委託を受けてその研究費を提供されて、特殊の研究を大学の研究員がやるというやうな場合があり、又それが學問の研究發達の上にも、又産業を助長する上にも相当有効な結果を現わしておるわけでありまして、この種の問題は今度のこの公務員法においてどういふふうに取扱われることになるのであるか。それをお伺

○政府委員(岡部史郎君) 百三條であります。○寺尾博君 百三條ですか。これに關係しちやならんといふこと、これはまあ當然のことではあります。從來ではその當利會社からの委託を受けてその研究費を提供されて、特殊の研究を大学の研究員がやるというやうな場合があり、又それが學問の研究發達の上にも、又産業を助長する上にも相当有効な結果を現わしておるわけでありまして、この種の問題は今度のこの公務員法においてどういふふうに取扱われることになるのであるか。それをお伺

○政府委員(岡部史郎君) 百三條であります。○寺尾博君 百三條ですか。これに關係しちやならんといふこと、これはまあ當然のことではあります。從來ではその當利會社からの委託を受けてその研究費を提供されて、特殊の研究を大学の研究員がやるというやうな場合があり、又それが學問の研究發達の上にも、又産業を助長する上にも相当有効な結果を現わしておるわけでありまして、この種の問題は今度のこの公務員法においてどういふふうに取扱われることになるのであるか。それをお伺

○政府委員(岡部史郎君) お答え申上げます。この百三條第二項の趣旨は、わば天降りを禁止するという趣旨でございます。その狙うところは、在職中の職務上の権限と申しますか、権力とか、そういうことを利用してその職務上密接な関係にある会社との関係を深くいたしまして、そうして退職後そこに入つて行くということを拒否して官紀の肅正を維持するという趣旨でございます。今の寺尾委員のお尋ねのような、学術的な意味のものは、職務上密接な関係にあるものというところに私該当しないものと解釈しております。

○寺尾傳君 そうすると只今のような営利会社から特殊な問題についての研究費を受けて、研究をするということとは行われ得るわけでございますか。

○政府委員(岡部史郎君) 専ら研究のためにやります場合におきましては、この百三條の問題ではないのでありまして、むしろ百四條の問題になるうかと存するのであります。即ち百四條、これはその職員が報酬を得て、中略いたしますが一その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、人事院及びその職員の所轄の長の許可を要する。こうありまして、恐らくそういう研究事業を報酬を得てやります場合においては、これに該当しようかと思ひますが、お示しの研究費を受けるといふことは、これは報酬を得てということかかりますか、どうでございますか。個人的な研究費用を受けるというふうな場合、或いはその役所を通じて受けるというふうな場合、いろいろな場合があるかと思ひます。個人的に、直接に、研究費の補助

を受けるという場合におきましては、これはやはりその所轄の長の許可を受けてやるのが当然であるかと存じます。そので、大体百四條でカバーできようかと思ひます。で百四條の範圍内におきましては、そういうことは可能であらうかと存じます。

○北村一男君 私はこの前國會におきまして、公務員法が審議されました。この懲罰或いはこの分限の七十八條の問題に關連しまして、質問をしたことがございます。これは農家が只今御承知のように食糧確保臨時措置法によりまして、供出の義務を負わされておる。ところが政府はこれに對しまして、肥料、農機具、農薬の確保の義務を負うておるのであります。ところが今日まで、今年は別でございますが、昨年までは、肥料でも、農機具でも、農薬でも、決して約束した通りの農家の手に入つておらん。公務員が或るところから百万円収財しようが、或いは一千万円収財しても、それはその金額の範圍であります。若しも五百七十萬の農家、三千數百萬人の人口を持つ農村に、肥料一貫匁当り違約しましたならば、この影響というものは実に大きなものであります。ところが今日までその計画をした人が違約して、未だ曾て処分された例がないのであります。のみならず当時私がこの法案を審議しておりましたとき、私が只今申上げた食糧確保臨時措置法が、農業生産調整法という名前が出ておりました。これは私共はこの法案の内容は甚だ農家に取つて不穩當のものであるという点で一應否決したのであります。それは何だということ、若し政府の側面に反して供出しないときはもとよ

りですが、政府の言つた通りの作付をしないときは、三年以下の懲役、一万円以下の罰金というふうな制裁を付けた法律でありまして、ところが農家に對してそういう制裁を與えていないが、肥料、農機具、農薬という農業の基本的生産資材の割當を怠つた担当者に對して、未だ曾て懲戒とか、或いは処罰を加えられた例を不幸にして聞かん。こういうことは公平の念から見て不穩當である。ところがそれに対して政府はどういうふうにかへるか。こういうことの質問をいたしました。これに對しまして、この七十八條の勤務成績の劣がらざる場合といふものを以て処断する、こういうふうな答弁でございます。ところが、これも閑置します。が、今度の改正でこれが「勤務実績がよい場合」前の法律は劣がらないという積極面を責めたわけでございまして、これは「よくない」というのだからまあ普通にやつて、多少まあ、可もなく不可もなくやつて、農家なら農家に迷惑を掛けてもこれは責めなくてもいいというように、非常に粹が弛んで來たやうな氣がいたすのであります。御承知のように連日この公務員の給與問題につきまして、ストライキの権利を制限したり、團結権を取つてしまふというやうなことはよくないという説がありまして、私はこの給與の待遇を上げなければならぬということについては、これは農村としては全然同感であります。これは農村とか團結権を公務員の地位にある者が制限されるということについては、これは當然のことと、私は日本の農村全部がさうに心得ておると存じます。のみならず給與を引上げますにつきては、その負

担の大部分は農家がするのであります。だからさういふ点から考へて、農民を責めるに甚だ酷であります。そして公務員がさういふ……、勿論双物を以て百姓を殺さなくても、さういふ自分の不注意とか、或いは怠慢とか、或いは杜撰な計画によりまして、農家に多大な迷惑を掛けて、生産力に非常に影響を與える、こういう者が單なる勤務成績がよくないというふうなことを以て処断されるということについては、私は農民全部が納得することではない問題だろふと思ふのであります。これが安當であるとお考へになつておるのかどうか。前に私に御答弁下さいましたのは、佐藤、今の法制局長官でございますが、御出席の政府委員の方々はさういふ御解釈を以て、單に「勤務実績がよくない場合」というやうなことを以て御処断になるということをお考へになつておるかどうか。この点を一つはつきりお示し願ひたいと思ひます。私は実例をお示しして、この実例についてお答へ煩わしいと思ふのであります。

○政府委員(岡部史郎君) 十分お答えになりますかどうか存じませんが、一應お答え申上げたいと存じます。この「勤務実績が劣らない場合」又は「勤務実績がよくない場合」として職員の意味に反してこれを降任したり免職するということとは、これは一面におきましてその職員の身分保障という立場から考へなければならぬわけでありまして、その勤務実績がよくないという單なる主観的な理由で、輕々にこの條項を發動してはならぬことは御同感

頂けることと存じます。而も今後の國家公務員の在り方といたしまして、主観的なやり方で、さういふ身分が動くというところは極力これを避けるのでありまして、そのために科学的なメリット・システムを施行するわけでありまして、一つのポストに就いては限り、そのポストの職務内容、その責任とはつきりしなければならぬわけでありまして、従ひまして、將來職階制が実施されます場合におきましては、誰がどういふ職務内容を持ち、どういふ責任を負ふかということが、これがつきりするということが、これが一番職階制の「ミソ」であり、本質でなければならぬわけでありまして、現在のところ、ただ局長が責任を負ふ、次官が責任を負ふと言つても、皆責任を負う形になって、その責任が分散して來るわけでありまして、これがいわば從來の官界の一つの弊害であると申してよろしいかと思ひます。従ひまして、そのポスト或いはポジションの責任内容と職務内容はつきり限定される、でそのポジションに就いてはつきりつきましては、然らばこれをどういふようにその職務の遂行をしていくかどうかにいうことを判定し、その責任を明らかにするかと申しますと、それも科学的な勤務成績の判定を行うというところになるわけでありまして、この勤務成績の判定の方法につきましては、いろいろ方法があります。で可なり科学的な合理的な統計的な方法ができておるわけでありまして、單なる上司の主観的な判断によることは、これを避けるよというところになつておるわけでありまして、第七十二條を御覽になつて頂くと「職員の職務については、その所轄

と、職員の職務については、その所轄

廳の長は、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に應じた措置を講じなければならぬ。」と、こういうことになりまして、その評定表によりまして、その職務内容に應じた評定が現われるわけでありまして、それに基づきまして、責任の所在がはつきりして、それに應じて賞罰が行われることになるわけでありまして、現在までのところは遺憾ながら北村さんの仰せの通りに、甚だ官廳で約束しましたことが、その通り行われぬ場合におきましても、その責任の追及というものが、常にうやむやになつてゐるというところは、実状としては仰せの通りだろ

うと存じます。そういうことをなくしようというのが、このメリット・システムの租いであるのでありまして、その点につきましては、今後御覽頂きたいと思うのであります。言葉の「勤務実績が著がらない」というのを「勤務実績がよくない場合」と変えましたのも、これは積極、消極の氣持もあろうかと思ひますが、表現を正確にしよう、日本語の表現はなか／＼正確でないの

であります、できるだけ正確にしようという一つの試みなのでありまして、その表現がこの場合成功しておりますかどうですか、御判断にお委せいたしますが、その表現の苦心した点だけは御了承頂きたいと存じます。

○北村一男君 私はい今の御答弁に遺憾ながらどうも同意しかねる点があるものであります。そのわけは、例えば懲戒の條項にございしますが、多分懲戒の條項において、明らかに私が今理由を挙げましたように、農村に対して、主食を適當の時期に、適當の量を配給しなかつた人は、第一号に「又は職務を

怠つた場合」ということになりはしないかと思ひます。この場合に一番重い処断を受けた人は、多分免職になるものと心得ます。ところが農民が供出したしませんが、これ又、これはまあ我々の反対で懲役、体刑若しくは罰金というのはいえませんが、まあ食糧確保臨時措置法の中には、いろいろの場合に罰金を想定されてお

す。ところが一旦そういうことをして免職を受けた公務員が、この三十八條の第三号の「懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」そんならば、した者は官職に就く能力を認められるというのか、免職というものは、私は公務員のまあ極刑のであります、これが皆生き返つて來るといふことになる、ところが農民は一旦体刑を受けたら、まあ罰金はともかくとして、体刑を受けるというものと、これを消す方法がないのであります。どうしてこれでバランスを取ることができるのではありませんか。私はその点も前の決算委員会と、この公務員法の審議の場合において、聞いたのであります、当時佐藤法制局長官のお話では、まあこの程度にして置いて貰いたいというようになことで、到頭ま

あ審議の期間が非常に差迫つておりましたので、明答を頂くことができなかったものであります、これが又ここ

に生きるようになって、抜け道ができておる。ところが公務員というものは非常に仲がよろしくて、まあ同志愛といひます、非常に仲がよろしいので、二年を経過すると、必ずどこかへお就きになる。ところが農民には、そういう抜け道がないのであります。こ

れでバランスが取れておるとお考えになるかどうか、これについて御明答を願ひたい。

○政府委員(岡部史郎君) 重ねてのお尋ねでございます、全くこの懲戒処分といひましては、この免職といふことが、國家公務員という身分を持つ者に對しましては、いわば死刑に當る極刑でございます。然らば死刑になつたらもう復活させる必要がないじやないかといふのは、誠に首尾一貫した理論でございますが、併しこれは一時の過ちのためにそういう場合になりまして、その罪といひます、その過ちがもう償われたと考へます場合におきましては、又これを復活させる途を講じて置くのが、それはやはり法の人情、法の情と申すものではあるかと、こ

ういふ建前から、從來官吏制度にありまして、官吏懲戒令におきましては、やはり懲戒免職を受けてから二年経つて、改悔の情が著しい者はこれを復官させておけることは御承知の通りでございます。で、それが只今の御引例の農家に対する懲罰その他の場合と釣り合ひが取れないじやないかといううな御意見でございますが、誠に感情としては、そういううなことをお懐きになることも御尤もかと存ずるのであります、農家の場合におきましては、これはそういう体刑まで受けるというのとは、これはやはり実情をいたしましてはよく／＼の場合なのであります、私の狭い見聞の範囲におきましては、これはやはりなか／＼そういう作付關係或いは供出關係におきまして、違反によひて体刑を受けるといううなことは、なか／＼よく／＼の場合であらうかと存じますので、その間

に釣り合ひを取る取らんといううなことも、なか／＼むずかしいことである、どういふようにして釣り合ひが取れるか、二年間の……例えて申しますれば、一年以下の懲役でございますが、半年なり三ヶ月なりの懲役を一旦受けた、刑を受けた人となつたといふ農民の忿懣として、そういう職務を忠実に履行なかつたために、職務を怠つた者として懲戒免職を受けた者とのバランスといふものが、どちらが重いのか輕いのかわかるものであらうと存ずるのであります。甚だお答えしにくいことではあります、お氣持は分りますが……(笑聲)

○赤松常子君 只今の問題と関連いたしましたので、私第七十八條につきお尋ねしたいのでございます。第一から第四まで上げられております場合、それは決定いたしましたその手續或いは機關が問題なのでございますが、只今のあなたのおつしやいました言葉の中に、情狀の酌量によつて決定してはいかないとおつしやつておりますが、もつと積極的に、この辺のことをはつきりなさつて置かないと、ここに問題が非常に起り易いし、又ここに起ると思うのでございます、成る程九十八條で團體を組織することができま

すけれども、團體協約を含まない、單なる團體交渉権のみである。こういう重大な問題に對しまして何か申しても更にそれは無力に終つてしまふことは今までの例で余りにも多いことなのでござい

ますが、それを決定する手續や、それから機關をどういふふうにかゝつておつしやいますか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。第一やります場合におきましては先程申し上げました通り、今の赤松委員のお尋ねはむしろ身分の保障という面からのお尋ねであつたかと存じます。そういうために各号に該當するた

めには客観的な事由がなければならぬ。その客観的な事由といふものは主として勤務成績の評定といううな客観事情に基いてこれを行なうといふことにならうかと存ずるのであります。でその処分を行なうものは、原則として任命権者がこれを行なうのでありますが、例えば各省について言うならば各省大臣がこれを行なうのであります。これに對して不服がありました場合に、それに対する救済方法は認められてありますので、その救済方法といひましては、第八十六條以下の手続でございます。勤務條件に関する行政措置の要求、その第一目及び第二目八十九條以下の規定、それから先程申し上げました九十二條といううな規定がございまして、これらの規定を十分に活用するといふことが、この國家公務員法の眼目であります。これらの規定があるために、從來の懲戒令も廢止いたします。それからこれらの規定が

ありますために、人事院というものが特別の機構を備へるものであります、これらの機能を十分に果そうという意味におきまして、人事院が準司法的機關と言われる面がそこにあるわけでございます。これらの職員的身分保障につきましても、最終的に人事院が行政部門に關しては、最終的な機關として職員

の保護に當るかと思ひますが、羽仁委員がいふ言われる保護という意

思ひます。

仁委員がいふ言われる保護という意

味がパナリズムである、そのパナリズムが民主主義の下においては進歩的な意義を持たないと仰せられることにつきましては私も同感の部分が多いのであります。併し第八十六條以下の今申上げた規定によつて、職員の正当なる地位を擁護するという方面におきましては、そういう意味におきましては、人事院が保護的な機関である。この法律がそういう意味においては保護する面があるということを上上げられようかと存するのであります。

○赤松常子君 人事委員会のことです。人事委員会に、そこにあるべき者の意思というものがどの程度反映せしむるよう考へていらっしゃるでしょうか。その点をお聞きしたいのでございます。最後に決定いたしました人事委員会の中の今おっしゃいました客観的資料を公平に持ち出すべきものとしたしましては、この公務員の全体の意思でなければならぬと思うのですが、それがどういふふうな反映できるようになつておるのであるでしょうか。

○政府委員(岡部史郎君) 或いはお答えが、人事院の外の行政官廳と異なる機構としたしましては公平局というふうな制度がございまして、ここに置きましていろいろ客観的な立場からその資料その他に基きまして、その事を審査することになります。又その八十六條以下の規定に基きまして、実際にそれらの措置を訴えることができないような手続を人事院規則で定めることとなるわけでありまして、その公平局の決定が更に上に参りまして、人事

院の會議の決定によつて最終的に決まることになる仕組になつております。○宇都宮登君 第九十八條の問題をお尋ねして私の意見を申し上げます。この法律の文面を見ますと、私共のような頭の悪い者には、初め一行読むと二行が怪しくなるような笑はむずかしい字句が使つてあります。最初に自主的の團體を認めてあるというところはつきり分りますが、その末尾に當つて「但し、この交渉は、政府と團體協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、職員の團體に属してはいない理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない」とこう書いてあります。そうすると自主的の團體でなくなつて、この團體外の人が交渉に來ても差支ないというところが見えてくる。これは誠に現在の情勢から我々が判断して、最近の労働組合の情勢等から見てもこの「職員の團體に属してはいない」という理由で、この字句は取消したらどうかと思つております。この字句はいらぬものではないか。法文の趣旨から言つても必要はないのじやないかと、こう思つておりますが、御意見を伺います。

○政府委員(佐藤朝生君) 只今宇都宮委員からお尋ねでございましたが、第九十八條第二項の末項の意味は「すべて職員は、職員の團體に属してはいないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない」と規定してございまして、これは公務員が公務員の或る職員團體に属してはいないという理由で不満を表明する自由は否定されない。公務員以外のことを言つてゐるのはございませぬ。

○宇都宮登君 それは了承いたしました。それではもう一つ伺ひたいいたします。再三政府委員の説明を聞いておりますが、第二條であります。總体的にこの法案の修正に當りまして、民主化、國家公務員の民主化とか、保護とかいふものが本法案修正の骨子になつておるようでありまして、この中に一般職と特別職と分けてありますが、特別職の現業職、これは十二です。「現業職、公團その他これらに準ずるものの職員」とあります。公團の職員とか、法律で百三條から出ております退職後制限を受けるというようなことは、全國にあるいろいろの公團の職員がすでに職を失なつてしまふ。而もこの公團法といふものは、御承知の通り昭和二十四年三月三十一日までの法律は切れるのであります。こういうことが、例えば現在の食糧公團にいたしまして、すでに日本全体の空氣が統制廃止というふうなことが非常に言われておる際に、公團法が又來年三月三十一日に継続するや否やは現在疑問であります。そういうものがこの制限を受けるということは、恐らく民主化どころではなく、保護どころではなく、これに逆行する法律になる、こう考へるのであります。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。第一は公團職員の百三條第二項との関連の問題でございます。全く仰せの通り、公團といふものは特殊の性格を持ち、又法律の建前上も永続性のないものでございまして、これらの特殊性はこれが一般職に入ることにございまして、十分これを認めて行かなければならぬと存じております。事情の許す限りこの法律附則第十三條におきまして、その特殊性に基きまして、一般の法規を適用することを必要としないものは、それらに除外例を設けて行きたいと存じております。特に百三條の関連でありますが、これらの公團の職員と申しますものは、大体従来の統制会社又は公團の職員でありまして、純然たる民間から入つて來られた方が多いわけでありまして、これらの方が又民間の地位に戻るといふことは、この百三條第二項が企圖いたします権力を持つた役人が、民間会社にその権力

に勤めております山林労働者は全部公務員の中に入るようになつておりますが、これもいづれかと申しますと、全部山林の中で専門に事業をやつておりますこの人たちの將來は恵まれておりません。これが退職しましても、すでに長年山林の中で都会と離れて生活し、又林業、農業専門以外のことは知りません。これをさつきの百三條から制限せられますと、これは本當の民主主義と逆行し、殆んど保護という字句が逆に……この法律の趣旨と法文とで逆の効果が見られるという点が考へられるのであります。この点についてもう一度御答弁をお願い申し上げます。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。この關係において、天降りするといふような弊害を除くといふ趣旨に相触れるものではないのであります。従ひまして公團の職員が公團の解散後或いは公團が現存中でも、民間の会社に帰ろうとする場合におきまして、この百三條第二項に該当するものとして取扱ひをする意思は、現在人事委員会としては持つておりません。これは具体的な事例について解決しなければならぬ問題でありまして、折衝することも必要なのであります。かねて折衝しておる問題でもありますが、人事委員会といたしましては、この公團職員につきましては、全面的にこの百三條第三項の方を利用いたしまして、人事委員会の承認を得まして、この百三條第二項の適用を外して行きたいという考へでおることははつきり申上げられる次第であります。

○向駐軍労働者につきましてのお話があつたわけでありまして、これらの特殊性も勿論認めなければならぬわけでありまして、その特殊性を認めます外に、進駐軍労働者が百三條第二項に該当する場合におきまして、原則としてその適用を受けないものとするよう取り扱ひたいと思ひます。

○向最後に森林行政に従事する者についてのお話があるわけでございますが、これは場合を分つて考へなければならぬかと思つております。森林行政と申しましても、例えば地方の営林局の幹部或いは営林署の幹部が、地方木材会社との従来の密接な關係を利用してしまつて、退職後地方木材会社の幹部の地位に天降るといふような場合におきましては、明らかに百三條第二項で抑えるのがこの法の趣旨であらうか

と存じます。併しながら森林関係に従事いたしますものにおきましても、純粋に私企業の木材事業に従事している者と変らん種類の方が非常に多いわけであります。こういうような方々が、例えば退職後民間の会社に行かれるというような場合におきましては、これはやはり百三三條二項の適用は排除するの筋であるかと存じます。私共といたしましては、そういうような方向に向つて行きたいと思つております。

○宇都宮警署 説明で御趣旨はよく分りました。それでは今百三三條三項によつて緩和して行く、例えば進駐軍勤務者に対しても特にそういうふうなお考えを持つておられるとすれば、現在の修正をするときにですね、今のうちにこれを訂正して作つて置いたら、國民全体の氣持もどうかと思われれる。一應法律で定めて法文化して、法律を作つて置きますと、國民全体はもうその氣持になつてしまふ處れがありますし、又その幹部の人も、その法文によつて左右されることが非常に多いのであります。現在のうちにこれを訂正して頂きたいと考えております。その氣持をはつきりこの法文に現わして置きたい、こういうのが私の希望であります。

尙最近この法律の問題についても、当局の方ではしほ／＼その筋と御協議をなさつておることと思いますが、フーヴァー氏がアメリカへお帰りになりまして、その後如何なる折衝をなさつた、或いは現案出案に対しての意向等を聴かれておつたか、公開の席上で都合が悪ければ、秘密会ででもその後の経過を一つお話を願いたいと思ひます。

○委員長(中井光次君) 速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(中井光次君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(岡部史郎君) 先程岩男さんから御質問がございまして、私お答え申上げたのであります。今、ちよつとお席を外しておられるようでお見えになりました。それからお答え申上げたいと思つておりましたが、私も今衆議院の方で委員会が始まりますので、退席しなければなりませんので、ちよつとお答えさして頂きますから、悪しからず御了承頂きたいと思ひます。

それは國會議員の秘書が一般職とするに適當であるかどうかというお話でございませう。趣旨は先程申上げた通りであります。國會の職員が一應この三年間に限りまして一般職とする措置を、この改正案においては講じておるわけでありませう。併しながらその國會の職員の特殊性は附則の第十三條で認めて行こうという建前になつておりますので、その國會職員の中におきましても、最も特殊性のあるものとして、國會議員の秘書があるわけでありませう。この國會議員の秘書に關しまして、附則の十三條の特例を以てこれを賄ひ得るかどうか、賄ひ得るならば附則の十三條でこれを賄ひたいといふのは當然のことかと存じます。附則の十三條によつて賄ひ切れるかどうかという点につきましては、尙研究いたしたいと思つております。

又國會議員の秘書が國會議員でないといふ點、或いはあるやに承わります。その點に關しまして更に研究いたしたいと思つておりますから、どうぞ御了承頂きたいと思ひます。

○委員長(中井光次君) 政府委員にお願いいたして置きますが、今日は人事委員会だけでありますので、先程お配りになりました「政治的行爲に關する人事院規則草案」これは直ちに一つ労働委員の方々にも全部御配付をお願いいたして置きたいと存じます。尙昨日のお約束によりまして大蔵大臣が間もなく出席されると存じます。その際には労働委員からの御発言の御要求もありますから、承認してよろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) そういうことに取計らいますから……。尙御質問がございましたら……。それではちよつと休憩いたします。

午後三時四十分休憩

午後三時三十一分開會

○委員長(中井光次君) それでは休憩前に引續いて開會いたします。大蔵大臣がお見えになりました。お急ぎのようでありませうから、大蔵大臣に対する御質問をお願いいたします。

○委員外議員(門屋盛一君) 大蔵大臣は随分お忙がしいようでありますけれども、本院としても、私としても、よく聞いて下さい。非常に重要な問題でありますから、昨日からお約束しておつたのであります。向うで本會議があるやうですから、極めて簡単に話したいと思つたのであります。順序として一通りのことを話さない、お答えがしにくからうと思ひます。そこで、なぜ私はこの委員の皆さんたちにまで御迷惑を掛けて、かくのごとく予算問題について再三總理大臣その他に

御質問を続けねばならぬかということ、一應申上げたいと思ひます。これは公務員法を本院に提案されました趣旨説明に對して、本會議におきまして、私が劈頭に質問を申上げた。その質問の中にも、これは一方において抑えるだけのものを抑えておるのである。いわゆる制限は十分にいたしておる。政令によつてすでに制限があるのだから、給與の問題を、安定処置を考へなくして、この法案を審議することとは非常に困難であるということ、私が質問しましたの對して、政府は、速かに提出すると言われておるのである。その次には、それでもまだ提出の模様がないから、參議院の院議で以て決議案で以て、速かに新給與水準を算定して、本院に提出して貰いたいという要求をした。それに対して、大蔵大臣、總理大臣は、そのときに、政府は院議を尊重して善処いたしますというお答えがあつたのであります。私の質問並びに決議案の趣旨弁明にもはつきり申上げてありますように、公務員法と予算措置とは絶対に不可分のものであるということ、特に認識して貰いたい。この可分不可分という問題について、現在政府の見解と野黨側の見解とは意見の相違しておる事實があるのであります。私はこの意見の相違しておることについて、ここで申上げたことはないのではありませんが、法理論や又マッカーサー元帥の書簡の解釈について云々すること、暫く待つて見ましても、實際現実の問題として七月以來三百万もの官公労の諸君が如何なる窮状にあるかというのを考へて見ますときに、法理論や書簡の解釈でなくして、政治的に考へても、絶對的に切離すことのできないことは、これは意見が一致すると思つておられます。この大蔵大臣と私の意見が一致しておるかしないか、はつきり伺ひたい。私は必ず一致してはならないと思ひます。なぜならば、このことに対して、第一に、淺井人事委員長は数回に亘つてこの見解を明らかにされておる。要約して申上げますならば、淺井委員長とお答えは、非常に密接なるものである。不可分という言葉を御用いになつておらんが、密接なるものである、法律案だけが成立しても、この安定処置その他の施策が行かなければ、マ書簡の全体を達するわけには行かないということ、ここでも言明され、衆議院でも言明されておる。その第二には、労働委員会において増田労働大臣に對して、吉田内閣の全体の労働問題に對する質問が考へましても、こういう問題は立法的の措置によつて抑えて行く方を先にするか、立法的の措置は後でも、先ず労働者の安定施策を先にするかというのを考へられたこと、に對して、増田労働大臣は、立法的措置を先にするといふことはよくない。完定施策の方を先にするのが本當であるといふことを言われておる。第三には、殖田法務總裁が人事、労働の両委員会、この席で私の質問に對して、即ち立法的に本案を成立せしめて実施した場合には、不慮の事態の發生する虞れがあるかないか。私としては、その發生の虞れがあると思つて憂慮しておるのであるが、法務總裁即ち治安の責めに任ずるところの法務總裁としての見解はどうかというのを質問しました折に、法務總裁は、私の通り、門屋委員の言われる通り、私もこ

すことのできないことは、これは意見が一致すると思つておられます。この大蔵大臣と私の意見が一致しておるかしないか、はつきり伺ひたい。私は必ず一致してはならないと思ひます。なぜならば、このことに対して、第一に、淺井人事委員長は数回に亘つてこの見解を明らかにされておる。要約して申上げますならば、淺井委員長とお答えは、非常に密接なるものである。不可分という言葉を御用いになつておらんが、密接なるものである、法律案だけが成立しても、この安定処置その他の施策が行かなければ、マ書簡の全体を達するわけには行かないということ、ここでも言明され、衆議院でも言明されておる。その第二には、労働委員会において増田労働大臣に對して、吉田内閣の全体の労働問題に對する質問が考へましても、こういう問題は立法的の措置によつて抑えて行く方を先にするか、立法的の措置は後でも、先ず労働者の安定施策を先にするかというのを考へられたこと、に對して、増田労働大臣は、立法的措置を先にするといふことはよくない。完定施策の方を先にするのが本當であるといふことを言われておる。第三には、殖田法務總裁が人事、労働の両委員会、この席で私の質問に對して、即ち立法的に本案を成立せしめて実施した場合には、不慮の事態の發生する虞れがあるかないか。私としては、その發生の虞れがあると思つて憂慮しておるのであるが、法務總裁即ち治安の責めに任ずるところの法務總裁としての見解はどうかというのを質問しました折に、法務總裁は、私の通り、門屋委員の言われる通り、私もこ

すことのできないことは、これは意見が一致すると思つておられます。この大蔵大臣と私の意見が一致しておるかしないか、はつきり伺ひたい。私は必ず一致してはならないと思ひます。なぜならば、このことに対して、第一に、淺井人事委員長は数回に亘つてこの見解を明らかにされておる。要約して申上げますならば、淺井委員長とお答えは、非常に密接なるものである。不可分という言葉を御用いになつておらんが、密接なるものである、法律案だけが成立しても、この安定処置その他の施策が行かなければ、マ書簡の全体を達するわけには行かないということ、ここでも言明され、衆議院でも言明されておる。その第二には、労働委員会において増田労働大臣に對して、吉田内閣の全体の労働問題に對する質問が考へましても、こういう問題は立法的の措置によつて抑えて行く方を先にするか、立法的の措置は後でも、先ず労働者の安定施策を先にするかというのを考へられたこと、に對して、増田労働大臣は、立法的措置を先にするといふことはよくない。完定施策の方を先にするのが本當であるといふことを言われておる。第三には、殖田法務總裁が人事、労働の両委員会、この席で私の質問に對して、即ち立法的に本案を成立せしめて実施した場合には、不慮の事態の發生する虞れがあるかないか。私としては、その發生の虞れがあると思つて憂慮しておるのであるが、法務總裁即ち治安の責めに任ずるところの法務總裁としての見解はどうかというのを質問しました折に、法務總裁は、私の通り、門屋委員の言われる通り、私もこ

すことのできないことは、これは意見が一致すると思つておられます。この大蔵大臣と私の意見が一致しておるかしないか、はつきり伺ひたい。私は必ず一致してはならないと思ひます。なぜならば、このことに対して、第一に、淺井人事委員長は数回に亘つてこの見解を明らかにされておる。要約して申上げますならば、淺井委員長とお答えは、非常に密接なるものである。不可分という言葉を御用いになつておらんが、密接なるものである、法律案だけが成立しても、この安定処置その他の施策が行かなければ、マ書簡の全体を達するわけには行かないということ、ここでも言明され、衆議院でも言明されておる。その第二には、労働委員会において増田労働大臣に對して、吉田内閣の全体の労働問題に對する質問が考へましても、こういう問題は立法的の措置によつて抑えて行く方を先にするか、立法的の措置は後でも、先ず労働者の安定施策を先にするかというのを考へられたこと、に對して、増田労働大臣は、立法的措置を先にするといふことはよくない。完定施策の方を先にするのが本當であるといふことを言われておる。第三には、殖田法務總裁が人事、労働の両委員会、この席で私の質問に對して、即ち立法的に本案を成立せしめて実施した場合には、不慮の事態の發生する虞れがあるかないか。私としては、その發生の虞れがあると思つて憂慮しておるのであるが、法務總裁即ち治安の責めに任ずるところの法務總裁としての見解はどうかというのを質問しました折に、法務總裁は、私の通り、門屋委員の言われる通り、私もこ

いるこれまでの委員会におきます質
疑應答の内容につきましての御感想を
お述べになりましたのと……、
○委員外議員(門屋盛一君) 感想じや
ない、実際だ。

○國務大臣(泉山三六君) 御判断をお
述べになりましたものと承つたのであ
ります。例えば官公吏の給与が今日誠
に窮迫しておる。その表面の如何に拘
わらず政府と雖もこの実情については
十分理解を持つておるのであります。
併しながらそれが四月以來三千七百九
十一円ベースが前内閣において決定せ
られ、直ちにそれがその根柢において
覆つておるものと私は考えないのであ
ります。

その次に今日政府といたしましては
誠に財源難に陥つておる。かるが故に
財政の処理の上に誠に難澁をいたし、
尙又関係方面との連絡も頗る不十分で
ないか。かようなところの御認識でご
さいましたが、事情は断じてさような
ことではございません。併しながらそ
の財源難と申しましようか、とにかく
公務員諸君の新給与、これを幾ばく
に決定いたしましたように、我々は少く
も人事委員会の勧告を尊重する建前
におきまして、その財政上重圧は誠に重
大なるものがございまして、これの財
源捻出は財務当局といたしまして絶大
なる苦心を必要とするのは先刻御承
知の通りであります。而も況んや今日
におきましては財源は殆んど瀕り盡さ
れておるのでございまして、この点は
合せて御了承を願いたいと思つのであ
ります。

次に御質問にお答え申し上げますが、
予算編成の経過を申し上げます。もと
り只今門屋さんの御指摘の通り國家公
務員法の改正の問題は、本内閣成立の
以前におきまして、すでに問題とせら
れた点でございまして、従いましてこ
れに附随いたします新給与ベースの問
題が、これを予算化せざるべからざる
立場にございまして、さやうの意味合
いを以ちまして、のみならず他の國家
支出の面におきましても、或いはその
後におきまして、前内閣当時におきま
して、公定價格の引上げ、これに附随
いたしましての多々追加計上を必要と
する費目があるものであります。かよう
の点もかれこれ勘案いたしまして、本
内閣結成の当初より直ちに予算編成に
當つたものであります。併しながら歳
出の面におきまして最もレートの一番
重い官公職員諸君の給与に關しまして
は、人事委員会との間の連絡の不十分
によるものではなかり、而も人事委
員会の本来の性格上その政府に對しま
する御傳達が御承知の通りに本月九日
でございまして、而もその算定の基
礎、これをお示しなかつたのでござい
ました。そのお示しは更に一週間の後
にあつたやうな実情でございまして、
で、我々はこの新ベースを如何に決定
すべきかに先ず相當の苦心を必要とい
たしたのでございまして。而も況んや我
我安本並びに大蔵當局といたしまして
は、先ず財政の限界を幾ばくの点にこ
れを求むべきか。尙次に配慮を持つべ
き点は、物價との関係、賃金との関係、
かやうな点につきまして、果して幾ば
くを以て適當とするか、即ち國家財政
並びに國民經濟との調和をどの辺に取
るべきであるか、申すまでもなく、若

しこれが高きに失するにおいては、も
とより當然の結果といたしまして、
物價は昂騰し、折角引上げました公務
員諸君の給与と雖もこれはむしろあべ
こべの結果になり、公務員諸君の方に
不慮の禍いをもたらす、かやうのこと
では誠に政府といたしまして、その本
旨ではないことは当然でございする
ので、かれこれ慎重な研究を重ねた次
第であります。而して大体の見通しの
付きましたのが本日の二十日でござい
ます。一應の結論を以ちまして、直ち
に關係方面との間に折衝を重ねまし
て、今日に至つておるのであります
が、その後御承知の通り、日曜、祭日
又關係方面も休日と相成りますやう
な実情でございまして、以て今日に至
つたのでございまして。以上御了承願
いと思ふものであります。

尙その間に與党との關係はどうか、
かやうのお尋ねがございましたが、恐
らく門屋さんは私がその後たび／＼御
答弁の間にいぢめられておる実情につ
いて、深い御同情を賜わる御発言かと
思ふのでございまして。(笑聲)併しなが
ら御安心願ひまして、いわゆるこれは
虚において実なきところにいる／＼の
問題が波紋が描かれたのでございま
して、私の信念においてその当初より何
ら変らなかつたものであることをこの
機会に弁明させて頂く機会を得ました
ことは私の最も光榮とするところであ
ります。(笑聲)

第二におきまして、予算提出の時期
如何、かやうのことでございます
が、只今予算の経過を申し上げます
の点から、十分お酌み取り頂けるもの
と思ふのでございまして。
○委員外議員(門屋盛一君) 沓山御答

弁頂きまして、大蔵大臣としては例外
の詳しい御説明でありました。人事院
と新給与水準の決定に關して連絡を欠
いておらんと言われますけれども、こ
れは相當連絡を欠いたやうである。こ
れは表面向きから言へば、人事院から勧
告が来て、細かい書類が来るのが遅か
つたというのは一應方づけるけれども
人事院と内閣というものはこれもその
可分不可分かつたやうなところになつて聞
題になるのですが、これは開捨てなら
んことで、今後人事院が政府と連絡な
しにばか／＼と妙な勧告を出して来る
ということも考えられる。實際問題と
して事前に連絡をお取りになることが
できておれば、或いは一般財政經濟に
及ぼす影響等もその折に盛り込まれる
ことも早かつたのではないかと思ふの
であります。これは過ぎ去つたこと
で仕方がないのであります。大事なこ
とで御説明がぬかつておることは、今
度お出しにならうとする予算は總括的
の補正予算……新給与だけでなしに、
物價の値上り等の補給金とかその他の
ものを入れた總括的な補正予算か、或
いは当面の給與案のみを特に抜いてお
考えになつておるのかというところ
に一應伺いたいというところ。それか
ら提出時期をその辺でお含みになれ
と、こやう言われまますけれども、こ
こが一番大事なところで、政府におかれ
ましては、衆議院の方は二十七日まで
に法案を上げ、参議院の方は三十日ま
でに上げるといふことで、私は法案と予
算とは可分かつた不可分かつた問題に
ついては、先程申し上げました通りで、
いづれにいたしましても、同時提案同
時通過といふことは今日困難なこと
になつておるのであります。法案だけは

或る場合に先に出さなければならん
といふやうなことがございまして、法案
を出すについてもこれ／＼の予算措置
がとられておるとか、それからどうし
ても第三國會には出せなくても、第四
國會の頭には何とかお出しになると
いうきつい見通しの御説明がなければ
ば、我々は良心的にこの法案通過はで
きない。そうすると我々議員としては
職責の一方に欠けることができて來
る。黨派を超えて政府に「昨日から
お願いしておるのであります。この点
もう少しはつきりとしたお答えを願
いたい。この二つを一つ……」
○國務大臣(泉山三六君) 重ねてお答
え申し上げます。

先ず人事院との連絡につきまして
いろいろ御心配の向きもございしまし
たが、私は事實を申し上げたに過ぎない
のであります。
尙予算編成に當りましては、新給与
ベース、これを予算化する、これは當
然でございするが、尙今日の段階に
おきまして、必要といたしましては、
これを総合して、以てこれを計上する
建前に考へておる次第でございする
次に……
○委員外議員(門屋盛一君) その次は
提出の時期です。大体の方法がはつき
りしないので……一番大事な点です
ら。

○國務大臣(泉山三六君) 第二点につ
きましては、先程私が幾々経過を述べ
ました点からお酌み取り願ひたいと
かやうに思ふのであります。尙第四國
會のお話がございしましたが、これは今
日におきましてできるだけ本國會に先
程の御表現の通り少くとも顔だけは見
せて差上げた、かやうな熱意に燃え

ておるのであります。

○委員長(中井光次君) 実は本會議が始まつて、大蔵大臣は行かれなければならぬやうですが、極く簡単ですか。

○木下源吉君 簡単にやりましよう。全くお氣の毒なやうなわけで、質問も、もうすまいかと思ひますが、まあ要點だけは大蔵大臣にお願いします。大蔵大臣は大変眞面目で私敬意を表しております。そこで三千七百九十一円ペー

スの根柢が覆つておられない。今日において、今尙覆つておらん。三千七百九十一円ペーでいいという、こういうお考えであるかどうか。

それから私も政治的に見まして、公務員法と給與関係とは不可分なもので、こういうふうに考へておる。そこで政府は公務員法は公務員法だし、給與は給與と、こういうふうにお考えになつておるやうであります。新聞などでも……このやうな公務員法であれば、そういうふうに考へられても敢て無理はないと思ふのでありますが、私共はこの公務員法に對して、少くとも

マ書簡の内容から酌み取つて、公務員の生活保障というところについての何らかの……ここに法律を作る以上は、そういうものがなければならぬ、こういうふうに考へておるのであります。これはまあ別にやるといふなら、これは別であります。けれども少くも公務員法を制定する以上は、この福利或いは給與等についての條項、條文が、何らかの形でなければいかん、こう考へておるのであります。そこでその予算と公務員法とが不可分な、不可分でないかという問題に絡んで來るのであります。この点についてはあなたは大蔵大臣でありますから、そういう

ことをお尋ねしても、これは無理かと思ふのであります。併しながら閣議において、それらの点について一つ御協議になつたことがあるかどうか。單獨に大蔵大臣は大蔵大臣だけの御所信で進んでおるわけでもありませんまい。この重大な公務員法を今改正しようといふときでありますから、閣内において何らかのやういふ話があるのではないかと、全く閣内において大蔵大臣といふものが、別の意味で別になつておるというところはなからうと思ふのであります。こういう意味で一つお尋ねしたいのは、この公務員法といふものをこのままで通すんだということを、初めから決めて掛かつておるのかどうか、そうして原則が少くともマ書簡といふものを熟讀玩味されて、その精神を酌んで、これならばこの中にやはり生活の保障の何かを片鱗でも現わさんならんといふことを考へになつておるのかどうかといふことを、先ずお尋ねしたいのであります。

次にもう一つ、非常にお忙しいやうであります。お願ひしたいのです。元來政府は最初には、この法案を十五日までに上げて呉れ、或いは十七日頃まで上げて呉れ、こういう御希望でありましたね。然るに只今お伺ひして見ると、給與問題について、人事院からの勧告は九日であつた、而もその算定の基礎といふものが示されないで、一週間の後に出て來た、こういうことではあります。そうすると、これを算定して政府が納得が行くまでに何日か、十五日以後になりませんか。この点でございませう、こういうやうな公務員法が、これさえ通ればいいんだという考へであつたというこ

とを断定されても止むを得んではないか。大蔵大臣は全く眞面目で、私は敬服しておりますが、ありのままを一つ御答弁願ひたい。私共もさつとばらんに聞きすることに、改めて私共はここの法案に對する認識を別にしたいと思ふのであります。いろいろ言ひ逃がれる、うまいことではなくて、本當に現内閣はここの法案といふものは前内閣の遺産である、であるからしてこれは必ず通る、國會へ行けば國會は審議も何も要らんでこれは通るものである、だからしてこれが済んだならば國會を解散して自党に有利にやつて行くやうなことを、私はまあ臆測であります。思うのであります。そうして悠々と予算といふものは後からやろうといふお考えがあつて、そういうことを考へになつたのじやないか、それは余りにも党利党略であつて、國民といふものを、殊に公務員といふものに親切味が欠けておるのではないかと、あなたも御承知の通り、七月三十一日に政令が出まして以來といふものは、殆んど公務員の要請といふものを全部封じてしまつたのであります。要求があつても人事院が算定して出すまでは、お前たちは何も言ひな、その蔭には、必ず人事院は公平な、最低の生活が得ることを、それを出したならば直ちにこれがお前たちの手に移るのであるといふことを意味しておつたのであります。爾來今日まで何日の日々が聞かれておるか、お分りでありませう。このことは、新内閣が責任がないかあるのかという問題ではなからうと思ふ。政府といふものは勿論政の基礎の下に立

つておるか知らんけれども、もつと深いところには、國民の基礎に立つておるといふことを考へたならば、少くもその責任を明らかにしなければならんと、私は考へるのであるから、現内閣の心臓であるところの、經濟大臣であり、大蔵大臣は、ただ金の勘定や帳簿の辻褄を合はして置けばいいではありますまい。國民經濟生活の本當の鍵を握つておるのが、私は今日の大蔵大臣だと考へておりますが、このことについて率直に、飽くまで現内閣は公務員法さえ通ればよかつたんだ、いいんだと、最初から考へておるか、この法律の蔭に何があるやうとも、頼破りして、我々は目をつむつて行く考へであつたのだといふことを率直に一つこゝで話して頂きたい。そうでなければ、私が申し上げたやうに、十五日まで、十七日までに通せと言つて、人事院の勧告を別ものにして扱つたといふことの申開きは立たないではないか、かやうに考へます。どうぞ、時間がお忙しいやうであります。私の質問が無理な質問であるか妥當な質問であるか、そうして今國民が非常にこの政治の上において昏迷……というよりも、はらはらしておるのではないかと。あなたの今の御答弁によつて少くも國民が明朗になるやうな答弁を、私はこの席において求むることが、私は國民の代表として當然であると思ひますから、敢て御質問するわけでありませう。

○國務大臣(泉山三六君) 木下さんにお答えを申し上げます。先ず三千七百九十一円ペーが崩れておらないと、かやうな認識であるのかどうか、こういうお尋ねでございませう、それは先程門屋さんからのお話を、私は一應三千七百九十一円ペーが七月頃からすでに崩れておつたやうに拜聴いたしましたので、それは三千七百九十一円ペーは當時において正當なものでないか、さやうに御答弁申し上げただけでございませう。次に國家公務員法と新給與との關係につきまして、いろいろ不可分不可分のお話があるのございませうが、私へのお尋ねは、そのやうなことではなく、その問題について大蔵大臣も閣議において協議若しくは発言いたしましたことがあるか。かやうなお尋ねであつたかと思ひます。もとよりたび／＼発言もいたしました。その結果といひまして、この公務員法とこれに附随して必ずや新給與を算定して一日も速かに國會に提出いたし、新給與ペーそのものの問題でも、これを輿論の前に決したい、かやうな構想に立つておることは事實でございます。従ひまして初めから公務員法だけ掛ける、予算はこれを閉却したといふことがございませう。片鱗を示すに非ず全貌をさらけ出すとしてゐるのでございませう。第三点としては、大蔵大臣として國民生活の鍵を握る大蔵大臣として、その責任上當然國家公務員法につきまして予算を提出すべきであるが、のみならず國家公務員法そのものについてもこれは少くとも前内閣の遺産として考へてはならない。かやうの御意見でございませう。つきましては本内閣にいたしまして、この國家公務員法の提出に附随いたしまして一日も速かに追加予算を提出してお目に掛けたい、さやうの熱

意に燃えておつたことは事実であります。併しながら只今も申し上げました通り、段々理由もございまして十一月二十日初めて一應の閣議決定に至つた、かよりの次第であります。併しながら顧みて内閣結成以來概ね一ヶ月でございまして、先刻申上げた通り予算を本段階におきまして、予想すべき追加歳出を計上するといふ、かよりの建前におきまして、予算編成には、必ずしも在再空しくしたものとと思えないのであります。この予算は吉田総理大臣の声明いたしました通り緊急止むを得ざるものとして政府はこれを了解しているものでございまして、それが本國会の生命でありますところの第一に國家公務員法の提出、第二にこれに附随する法案、第三に緊急止むを得ざる事案、さようなことではあるものであります。政府は決して第三位は第一第二の次に來たるものとは考えないのでございまして、時間的におきましておのずから並行いたしてこれを考慮いたしておつたのでございまして、この点も合せて木下さんの御了承を願いたいと思ふのであります。

○木下源吾君 私は只今の答弁に対しては、お忙しいようですから第二段の質問を留保して置きます。

○委員長(中井光次君) 明日は午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

○委員長(中井光次君) 明日午後一時から開会いたします。大蔵大臣お差し繰りを願います。本日はこれで開会いたします。

午後四時六分散会
出席者は左の通り。

委員長
理事

委員
赤松 常子君
北村 一男君
小林 英三君
木村 三郎君
佐々木 鹿藏君
大山 安君
寺尾 博君
岩男 仁藏君
門屋 盛一君
大蔵大臣 泉山 三六君

委員外議員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

政府委員
臨時人事委員 山下 興家君
臨時人事委員 上野 陽一君
臨時人事委員 佐藤 朝生君
臨時人事委員 岡部 史郎君
臨時人事委員 史郎君
臨時人事委員 豊次君

十一月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、國家公務員法改悪反対に関する請願(第百八十九号)

一、政令第二〇一号の廃止並びに國家公務員法改訂案反対に関する請願(第百九十二号)

一、熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願(第百九十四号)

一、國家公務員法改悪反対に関する請願(第百八十九号)

一、政令第二〇一号の廃止並びに國家公務員法改訂案反対に関する請願(第百九十二号)

一、熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願(第百九十四号)

一、國家公務員法改悪反対に関する請願(第百八十九号)

一、政令第二〇一号の廃止並びに國家公務員法改訂案反対に関する請願(第百九十二号)

一、熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願(第百九十四号)

一、國家公務員法改悪反対に関する請願(第百八十九号)

一、政令第二〇一号の廃止並びに國家公務員法改訂案反対に関する請願(第百九十二号)

一、熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願(第百九十四号)

一、國家公務員法改悪反対に関する請願(第百八十九号)

一、政令第二〇一号の廃止並びに國家公務員法改訂案反対に関する請願(第百九十二号)

一、熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願(第百九十四号)

一、國家公務員法改悪反対に関する請願(第百八十九号)

一、政令第二〇一号の廃止並びに國家公務員法改訂案反対に関する請願(第百九十二号)

一、熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願(第百九十四号)

一、國家公務員法改悪反対に関する請願(第百八十九号)

一、政令第二〇一号の廃止並びに國家公務員法改訂案反対に関する請願(第百九十二号)

法律によらないでこれを規定した政令二〇一号は廃止されたく、またこれと同一の趣旨による國家公務員法の改訂は取止められたいとの請願。

第二百二十四号 昭和二十三年十一月十日受理

熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願

請願者 埼玉縣熊谷市熊谷町内 田島初一

紹介議員 天田勝正君

熊谷市所在官公廳職員に対し、現在乙地の臨時勤務地手当が支給されているが、物價状況からして当然甲地としての給與を妥當と思はれるから、從來の乙地の地域係数を引き上げ甲地を適用し、給與改善を計られたいとの請願。

第二百五十五号 昭和二十三年十一月十一日受理

國家公務員法改正案に関する請願

請願者 群馬縣北白樂郡富岡町 大字曾木 北村三喜外 四百九十三名

紹介議員 梅津錦一君

國家公務員法の改正に當つては、政府又は地方公共團體の機関に勤務する職員であるという公務員の意義を明らかに規定し、労働諸法規の適用を受けるのを原則とし、政治活動を認める等の諸点を考慮せられたいとの請願。

第二百五十六号 昭和二十三年十一月十一日受理

國家公務員法改正案に関する請願

請願者 宮崎縣西臼杵郡高千穂町大字三田井 興相始 外二千九百五十五名

紹介議員 水橋藤作君

公務員の団体交渉権、罷業権を禁止するのは、新憲法の基本人権の保障及び尊重の趣旨に反するものであるから、

第二百五十五号 昭和二十三年十一月十一日受理

國家公務員法改正案に関する請願

請願者 宮崎縣西臼杵郡高千穂町大字三田井 興相始 外二千九百五十五名

紹介議員 水橋藤作君

公務員の団体交渉権、罷業権を禁止するのは、新憲法の基本人権の保障及び尊重の趣旨に反するものであるから、

紹介議員 水久保基作君

國家公務員法の改正に當つては、民主國家の公務に奉仕する公務員の在り方として、團結権、交渉権を承認せられたいとの請願。

第二百六十六号 昭和二十三年十一月十二日受理

國家公務員法改正案に関する請願

請願者 岩手縣盛岡市仙北町鳥居一六 千田辰治外二百一十一名

紹介議員 岩間正男君

この請願の趣旨は第二百五十五号と同じである。

第二百五十五号 昭和二十三年十一月十一日受理

國家公務員法改正案に関する請願

請願者 群馬縣北白樂郡富岡町 大字曾木 北村三喜外 四百九十三名

紹介議員 梅津錦一君

國家公務員法の改正に當つては、政府又は地方公共團體の機関に勤務する職員であるという公務員の意義を明らかに規定し、労働諸法規の適用を受けるのを原則とし、政治活動を認める等の諸点を考慮せられたいとの請願。

第二百五十六号 昭和二十三年十一月十一日受理

國家公務員法改正案に関する請願

請願者 宮崎縣西臼杵郡高千穂町大字三田井 興相始 外二千九百五十五名

紹介議員 水橋藤作君

公務員の団体交渉権、罷業権を禁止するのは、新憲法の基本人権の保障及び尊重の趣旨に反するものであるから、

第二百五十五号 昭和二十三年十一月十一日受理

國家公務員法改正案に関する請願

請願者 宮崎縣西臼杵郡高千穂町大字三田井 興相始 外二千九百五十五名

紹介議員 水橋藤作君

昭和二十三年十二月十四日印刷

昭和二十三年十二月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局